○農林水産省告示第千四百三十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十月十六日

農林水産大臣　西川　公也

表社団法人佐賀県畜産公社（昭和五十六年一月十九日に社団法人佐賀県畜産公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人佐賀県畜産公社（昭和五十六年一月十九日に社団法人佐賀県畜産公社という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人佐賀県畜産公社」に改める。

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市下野郷字浜二四三の七〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県板野郡板野町大坂字南唱谷二の六、四二の七、四二の九、四二の三四、四二の四九から四二の五四まで、四二の五六、四二の五七、川端字富ノ谷一二の一、一二の四、一三の一二、一三の一三、一四の一、一四の二、一五の三、一五の四、字唐土谷一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、犬伏字瓢谷四の四から四の八まで、七の一、七の二、八、黒谷字金花谷二、二〇、字桜谷五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金花谷二・二〇・字桜谷五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び板野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年十月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県さぬき市大川町南川字山ノ神一五四七の一、字辻当一五八五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年十月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県さぬき市大川町南川字国ケ平一七七七、字長尾一六四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　西日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（高槻第二ジャンクション（仮称）から神戸ジャンクションまで）に伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事

第3　起業地

1　収用の部分　大阪府高槻市安満御所の町、大字成合及び大字芥川地内

2　使用の部分　大阪府高槻市安満御所の町、紅茸町、大字成合、成合東の町、成合南の町、成合北の町、大字川久保、大字原及び大字芥川地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、西日本高速道路株式会社が起業者である、平成26年3月19日付け国土交通省告示第344号により事業の認定を受けた「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（高槻第二ジャンクション（仮称）から神戸ジャンクションまで）」（以下「本体事業」という。）の施行に当たり支障となる特別高圧送電線鉄塔を、従来の機能を維持するために、本体事業の関連事業（法第16条に規定する関連事業をいう。）として移設する「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（高槻第二ジャンクション（仮称）から神戸ジャンクションまで）に伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事」（以下「本件事業」という。）であり、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業については、平成26年3月19日付け国土交通省告示第344号で既に本体事業について事業の認定を受けていること、本件事業の施行により移設する特別高圧送電線鉄塔の管理者である関西電力株式会社から起業者を通じ事業の認定に関する処分を行う機関である国土交通大臣に法第18条第2項第3号に掲げる書類が提出されていることなどから、西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。